

新幹線プレス

2012年3月27日 | No.35

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

不当な「訓告処分」は許さない！

3月23日、JR東海労東二運分会庭山分会長に不当な「訓告処分」が出されました。理由は、「平成23年12月31日、時系列等報告書の作成を拒否したことは、社員として誠に不都合な行為である」ということものです。

庭山分会長は、12月30日、早めに出勤し、出勤点呼を済ませ、乗務準備を終えて、食事をとっていました。そこに管理者がまるで見張っていたかのように現れ、「今は何の時間ですか」といい。その後、管理者に呼ばれ「時系列等報告書」を強要されたのです。庭山分会長は、普段他の社員も同じように食事をとっていることから、「時系列等報告書」を拒否しました。何で庭山分会長だけが訓告処分を受けるのか？明らかに不当な処分です。処分理由も食事をしたことではなく、「時系列等報告書」の作成を拒否したことが理由からも明らかです。JR東海労新幹線地本は、不当な処分を絶対認めることはできません。

組合の弱体化を狙った処分は許さない！

組織一丸となり闘う！

何故このような不当な処分を会社は出してくるのか、JR東海労東二運分会はこれまで会社の「命令と服従」「規律と忠誠心」の強権的労務管理に抗し、職場から声を出し闘ってきました。会社はJR東海労の闘いを弱体化させるために躍起になっています。「酒気帯び出勤」のデッチ上げ、尾崎副分会長の業務中の些細な事象での再教育・不当配転、相次ぐ役員を狙い撃ちにした添乗などです。そして今回の分会長を狙った不当な訓告処分です。

「酒気帯び出勤」デッチ上げ・報復処分撤回裁判は、いよいよ証人審問が始まります。今回の処分は明らかに裁判闘争の破壊、組合の弱体化を狙った攻撃といえます。JR東海労新幹線地本は、会社による組合の弱体化を狙った攻撃を許すことなく、職場から声をさらに出し、団結を強化し組織一丸となり不当処分撤回、報復処分撤回裁判勝利に向け闘いを強化していきます。